平成２１年（フ）第１８９３号
広島市中区千田町１丁目５番21―403号
債務者　有馬　武之
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第７０号
埼玉県所沢市若狭４丁目2491番地の20
債務者　ローズコンピュータ有限会社
代表者代表取締役　菊田　憲士
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４３６号
山形市飯田５丁目２番４号
債務者　大津　敏広
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４５号
山形市城西町３丁目９番35号
債務者　八代　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
北海道二海郡八雲町熊石折戸町412番地の14
債務者　宍戸　敏明
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
函館市港町３丁目14番20号
債務者　金札　英之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０５号
函館市港町３丁目14番20号
債務者　金札　一美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
函館市昭和３丁目２番３号
債務者　清水　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
函館市昭和３丁目２番３号
債務者　清水ユリ子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
函館市日吉町４丁目23番12号
債務者　河内　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
岩手県久慈市夏井町鳥谷第５地割65番地14
債務者　山﨑　春美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５０号
静岡県掛川市二瀬川16番１号　二瀬川ノーバB101
債務者　佐藤　将太
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
愛知県岡崎市福岡町字北西仲９番地１　グリンヒル福岡105
債務者　越智　邦雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
大分県豊後大野市三重町菅生2726番地
債務者　大屋　光生
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後３時
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市国場1169―５　ＪＫコーポラス301号室、開始決定時の住所沖縄県那覇市壺川２丁目12番地１　ウィングシャトー壺川1000
破産者　坂本　篤幸
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字国見119番地
破産者　山本　文子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５３６号
福岡市中央区今川１丁目12番８―303号
破産者　倉前　和正
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部